

令和5年度 下半期
四国中央市水道事業
業務状況説明書

令和5年10月 1日から

令和6年 3月31日まで

四国中央市水道局

目 次

令和5年度下半期（令和5年10月1日～令和6年3月31日）の業務の状況

1	事業の概況	1
2	経理の状況	1
	予算の執行状況	1
	(1) 収益的収入及び支出	1
	(2) 資本的収入及び支出	1

予算の概要及び事業の経営方針

3	予算の概要及び事業の経営方針	2
---	----------------------	---

1 事業の概況

給水件数 44,369件 (令和6年3月31日現在)

年間総給水量 10,641,911 m³

1日平均給水量 29,076 m³

主な建設改良事業 (消費税込み)

中田井配水池系耐震配水本管布設工事 (第17工区)	75,771,000円
小富士長津予備水源電気設備工事	50,864,000円
樋谷送配水管布設工事 (第3工区)	41,800,000円
土居地域上水道整備工事 (第1工区)	38,875,000円

2 経理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

科目	予算額 (A) 円	執行済額 (B) 円	執行率 (B/A) %
営業収益	1,947,246,000	1,859,843,710	95.5
うち給水収益	1,915,100,000	1,840,042,710	96.1
営業外収益	369,724,000	368,778,863	99.7
特別利益	30,000	0	0.0
収入合計	2,317,000,000	2,228,622,573	98.4
営業費用	2,034,063,000	1,927,183,052	94.4
営業外費用	223,587,000	193,874,102	92.0
特別損失	480,000	0	0.0
予備費	6,495,000	0	0.0
支出合計	2,264,625,000	2,121,057,154	96.2

(2) 資本的収入及び支出

科目	予算額 (A) 円	執行済額 (B) 円	執行率 (B/A) %
企業債	827,000,000	0	0.0
負担金	152,736,000	152,735,274	99.9
工事負担金	6,500,000	5,757,410	88.6
固定資産売却代金	764,000	0	0.0
収入合計	987,000,000	158,492,684	16.1
建設改良費	1,485,219,000	673,341,952	45.3
企業債償還金	511,500,000	511,416,952	99.9
負担金	1,610,000	1,608,310	99.9
予備費	7,085,000	0	0.0
支出合計	2,005,414,000	1,186,367,214	59.2

3 予算の概要及び事業の経営方針

(総則)

第1条 令和6年度四国中央市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| (1) 給水件数 | 44,358 件 |
| (2) 年間総給水量 | 10,949,000 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 29,997 m ³ |
| (4) 主な建設改良事業 | |
| ア 樋谷配水池築造事業 | |
| イ 川滝地区水道施設電気設備更新事業 | |
| ウ 土居地域上水道整備事業 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,298,300 千円
第1項 営業収益	1,944,826 千円
第2項 営業外収益	353,444 千円
第3項 特別利益	30 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,277,500 千円
第1項 営業費用	2,056,820 千円
第2項 営業外費用	219,226 千円
第3項 特別損失	480 千円
第4項 予備費	974 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 997,700 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 110,373 千円及び過年度分損益勘定留保資金 887,327 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	748,000 千円
第1項 補助金	46,705 千円
第2項 企業債	562,000 千円
第3項 負担金	131,788 千円
第4項 工事負担金	7,000 千円
第5項 固定資産売却代金	507 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,745,700 千円
第1項 建設改良費	1,231,125 千円
第2項 企業債償還金	507,528 千円

第3項 予備費
(債務負担行為)

7,047千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川滝地区水道施設電気設備更新事業	令和6年度から 令和7年度まで	250,000千円
樋谷配水池築造事業	令和6年度から 令和7年度まで	375,000千円
樋谷ポンプ場築造事業	令和6年度から 令和7年度まで	75,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 562,000	証書借入又は証券発行。	年5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利債への借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流

用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 255,784千円
(2) 交際費 10千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、66,560千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。